

オープンカウンター方式による見積依頼の公示

令和8年2月17日

分任支出負担行為担当官

青森港湾事務所長 佐藤 盛仁

1. オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項

- (1) 件名 青森港湾事務所コンサルティング業務（電子調達対象案件）
- (2) 仕様等 仕様書のとおり
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。
- (4) 履行場所 青森県青森市本町3丁目6-34
国土交通省 東北地方整備局 青森港湾事務所
庁舎内指定場所
- (5) 電子調達システムの利用
本件は電子調達システムで行う対象案件である。電子調達システムによりがたい場合は、電子メール又は紙により見積書を提出すること。

2. 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 東北地方整備局から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (4) 見積依頼書及び仕様書等を、「調達ポータル」サイトから直接ダウンロードすることにより交付を受けた者又は送付の希望を申し出、電子メール等により交付を受けた者であること。
- (5) 医師または次のいずれかの資格を有するカウンセラーを派遣可能な者であること。
 - ・一般社団法人日本産業カウンセラー協会が実施する産業カウンセラー試験に合格した「産業カウンセラー」
 - ・公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する「臨床心理士」
 - ・日本応用心理学会が認定する「応用心理士」
 - ・一般社団法人日本健康心理学会が実施する「専門健康心理士・健康心理士資格認定試験」合格者
 - ・一般財団法人日本心理研修センターが実施する公認心理師試験に合格し、公認心理師登録簿に登録された「公認心理師」

3. 問合せ先

〒030-0802

青森県青森市本町3-6-34

東北地方整備局 青森港湾事務所 総務課 高橋、田中

電話番号：017-775-1394

メールアドレス：pa.thr-ao-choutatsu@ki.mlit.go.jp

※メールにより連絡をした場合には、その旨を提出先に電話連絡すること。

4. 仕様書等の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

別表のとおり

(2) 配布場所

以下の「調達ポータル」サイトよりダウンロードすること。

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>

なお、電子メール等による送付を希望する者は、上記3の場所に送付の希望を申し出ること。

5. 見積書等の提出方法、期間及び場所

(1) 提出書類

1) 見積書

2) 上記2.(5)に規定する資格・免許等を確認できる資料の写し

(2) 提出方法

上記5.(1)1)に示す見積書については、電子調達システム又は電子メール、持参、郵送若しくは信書の送達により提出するものとする。

また、上記5.(1)2)に示す資料の写しについては、以下のとおり提出するものとする。

・電子調達システムによる見積者の場合

5.(3)の期間に電子メール、持参若しくは郵送により提出するものとする。

電子メールにより提出した場合は、提出先へメール提出した旨電話連絡すること。

・電子メール又は紙による見積者の場合

見積書の提出と同時に提出すること。

(3) 提出期間

別表のとおり

(4) 提出場所

上記3.に同じ

6. 見積合わせの日時及び場所

(1) 日 時

別表のとおり

(2) 場 所

上記3. に同じ

(3) 見積参加者の立ち会いは求めないものとする。

7. 見積書の記載金額

見積書には、調達に要する一切の費用の合計金額を記載することとし、別冊仕様書の予定数量により計算した総額とする。ただし、電子調達システムによる場合は、電子調達システム操作画面に従い、消費税及び地方消費税を含まない金額を送信することになるので留意のこと。

8. 契約の相手方の決定方法

- (1) 有効な見積りを行った者のうち、予定価格の制限の範囲内の見積価格で、当所に最も有利になる見積りを行った者を契約の相手方とする。
- (2) 契約の相手方となるべき同価格の見積りを行った者が二人以上あるときは、くじ引きで決定する。なお、くじ引きに参加することができない場合は、その者に代わって当所の契約事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- (3) 見積合わせの結果は、電子調達システム又は電子メール等により通知するほか、当所ホームページ上で公表する。

9. 契約保証金の納付

免 除

10. 契約書の作成又は請書の提出の要否

不 要

11. その他

- (1) 当所の都合により見積合わせを取りやめることがある。
- (2) 契約の相手方に決定した後、カウンセリング1時間当たりの金額、往復の交通費のほか、消費税及び地方消費税額の項目別の内訳を、当所が求めた場合は速やかに内訳書を提出すること。
- (3) 本見積合わせは、新年度予算が成立し、予算示達がなされることを前提条件とするものである。
- (4) 本件の契約締結日は令和8年4月1日、契約期間の始期は令和8年4月1日とする。ただし、令和8年4月2日以降に予算が成立した場合には、契約締結日はその成立日とする。

また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、全額計上されていないときは、当面全体の契約期間に対する暫定予算

の期間分のみ契約とする。

(5) 使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法(平成4年法律第51号)による。

(6) 詳細は、「東北地方整備局(港湾空港)オープンカウンター方式実施要領」及び仕様書並びに見積依頼書による。

以 上

別 表

見積合わせ手続きに係る期限等

4. (1) 仕様書等の配布期間	令和8年2月17日(火)から令和8年3月4日(水)までの土曜、日曜及び祝日を除く8時30分から17時15分まで
5. (3) 見積書等の提出期間	令和8年3月2日(月)から令和8年3月4日(水)までの土曜、日曜及び祝日を除く8時30分から17時15分まで (仕様書等の配布期間の末日)
6. (1) 見積合わせの日時	令和8年3月5日(木) 9時30分